

令和3年度香川地方労働審議会第1回家内労働部会議事録

令和4年2月8日(火)

香川労働局第1会議室

出席者	公益側	東、柴田、藤本
	労働者側	上田、大島、立石
	委託者側	大原、窪田、友國

- 議 題
- (1) 部会長の選出について
 - (2) 部会長代理の指名について
 - (3) 「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程」等について
 - (4) 香川県内の手袋・ソックスカパー製造業における家内労働の現状等について
 - (5) その他

○賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度香川地方労働審議会第1回家内労働部会を開催いたします。本日はオンラインでの開催とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日はすべての委員が出席されておりますので、地方労働審議会令第8条第3項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局にて、賃金室長の私、谷口が進行をさせていただきます。

それでは、初めに、松本労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

○労働基準部長

労働基準部長の松本です。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、香川地方労働審議会家内労働部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より労働行政の推進に当たりまして、ご理解、ご協力を賜っておりますことにつきましても、厚く御礼を申し上げます。

さて、家内労働を巡る概況といたしましては、家内労働法が制定された昭和 45 年以降を見ても、家内労働者に業務を委託する委託者の数ですが、昭和 45 年に全国で約 11 万 3 千だったものが、その後減少を続け、令和 2 年には約 7,500 となっています。また、家内労働者の数については、全国で、昭和 48 年の約 184 万人をピークとして、その後減少し、令和 2 年には約 10 万 5 千人にまで減少しているところです。

さらに、香川県で唯一設定されております「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」の適用のある家内労働者数につきましても、平成 17 年の 168 人、平成 23 年の 100 人、平成 29 年の 69 人、令和 3 年の 50 人と減少しているところです。

この家内労働部会は、その「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」の今後のあり方について審議していただくため、平成 31 年 3 月に第 1 回目の会議を開催して以降、検討を進めていただいているところです。

本日は、昨年 11 月に行った実態調査の内容がまとまっておりますので、当該実態調査の結果等を踏まえ、ご審議をいただきたいと思っております。

それでは、甚だ簡単ではございますが、会議開催に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○賃金室長

続きまして、本日の資料のご確認をお願いします。

会議次第、資料目次がございまして、

資料No. 1 (1 頁) 香川地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

資料No. 2 (3 頁) 地方労働審議会令

資料No. 3 (5 頁) 地方労働審議会令における整理

資料No. 4 (7頁) 香川地方労働審議会運営規程

資料No. 5 (11頁) 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程(案)

資料No. 6 (15頁) 香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ

資料No. 7 (17頁) 香川県最低工賃改正経過

資料No. 8 (19頁) 手袋・ソックスカバー製造業最低工賃審議に係る日程

資料No. 9 (21頁) 令和3年度 香川県手袋・ソックスカバー製造業家内
労働実態調査結果

でございます。不足等はございませんか。よろしいでしょうか。

(各委員より画面で「はい。」の意思表示あり)

○賃金室長

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。令和3年11月22日に開催いたしました令和3年度第1回香川地方労働審議会におきまして、3頁の資料No.2の地方労働審議会令第6条第1項及び7頁の資料No.4の香川地方労働審議会運営規程第9条第2号に基づき、本家内労働部会を設置していただき、さらに同審議会において、3頁の資料No.2の地方労働審議会令第6条第2項に基づき、香川地方労働審議会会長から委員及び臨時委員を指名していただいた結果が1頁の資料No.1の委員名簿でございます。

1頁の資料No.1の名簿の順にお名前をご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、東委員、柴田委員、藤本委員でございます。東委員と柴田委員は、香川地方労働審議会の臨時委員として任命させていただいております。

次に、家内労働者代表委員といたしまして、上田委員、大島委員、立石委員でございます。大島委員は、臨時委員として任命させていただいております。

次に、委託者代表委員といたしまして、大原委員、窪田委員、友國委員でございます。大原委員は、臨時委員として任命させていただいております。

なお、任期につきましては、令和5年9月30日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして事務局側ですが、労働基準部長の松本、賃金係の毛利、労災保険給付調査官の橘川、賃金調査員の白方、そして私、賃金室長の谷口でございます。

この体制で部会の円滑な運営に努めて参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議題（１）の「部会長の選出について」です。３頁の資料No. 2の地方労働審議会令第6条第4項におきまして、「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」と規定されております。

どなたか立候補あるいは推薦をお願いできませんでしょうか。

○立石委員

立石です。藤本委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○賃金室長

ありがとうございます。

それでは、藤本委員に部会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員より画面で「異議なし。」の意思表示あり）

○賃金室長

ありがとうございます。

それでは、藤本委員に部会長をお願いしたいと思います。

ここで、藤本委員にご挨拶をいただきますとともに、以後の進行をお願いいたします。

○藤本部会長

ただ今、部会長にご推挙いただきました弁護士の藤本智子と申します。

部会長として、皆様からの様々なご意見を賜りながら円滑な議事進行に努めたいと思いますので、各委員の皆様方にはご協力を賜りますようお願い

いたします。

それでは、議事を進行します。

議題（２）の「部会長代理の指名について」です。３頁の資料No. 2の地方労働審議会令第6条第6項において、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

そこで、部会長代理は柴田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員より画面で「異議なし。」の意思表示あり）

○藤本部会長

ありがとうございます。それでは、柴田部会長代理、一言ご挨拶をお願いいたします。

○柴田部会長代理

部会長代理にご指名いただきました柴田でございます。円滑な議事進行に努め、部会長を支えるよう尽力してまいりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

○藤本部会長

ありがとうございました。

それでは、議題（３）の「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程等について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。11頁の資料No. 5の「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程（案）」をご覧ください。

これは、部会の議事運営について定めたものでございます。第2条には会議の招集について、第3条には委員の欠席が規定されており、次の頁の

第5条には、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されております。

また、第6条の第2項には、「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」と、そして、第3項に「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。」と規定されております。

当部会のこれまでの取り扱いは、これらの規定を踏まえ、会議を公開とし、議事録及び会議資料についても公開となっております。

次に、第7条には、「部会長は、家内労働部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、審議会会長に報告しなければならない。ただし、部会長が審議会の委員である場合は、この限りでない。」と規定されております。

家内労働部会の議決につきましては、資料No.4の香川地方労働審議会運営規程の8頁、第10条に「部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする。」とされております。当部会の藤本部会長は香川地方労働審議会の委員ですので、当部会の議決をもって香川地方労働審議会の議決となり、その都度、審議会会長への報告も必要はないということになります。

次に、規定の改正について、説明します。

第6条の議事録の作成についてです。これまで、議事録につきましては、部会長及び部会長の指名した委員2人に署名をしていただいていたが、政府としての押印廃止の流れを踏まえ、議事録における署名を廃止するものの、議事録の信ぴょう性を担保する必要があることから、部会長及び部

会長の指名した委員2人に議事録を確認していただくことにしてはどうかと考えています。具体的には、部会長及び部会長の指名した委員2人に確認していただき、議事録の内容に誤りがなければ、相違がない旨、メール等で事務局に送っていただくことにしたいと考えています。

その他、文言の整理からの修正を行っています。

つきましては、「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程（案）」についてご審議いただければと思います。

また、会議、議事録及び会議資料の公開に関しまして、公開することについて確認いただければと思います。

さらに、議事録の署名を廃止するものの、信ぴょう性を確保するため、確認に文言変更を行うなどの規定改正についても、ご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

○藤本部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

○大原委員

大原ですが、この議事録及び資料の公開は電子的なものですか、それとも労働局内での閲覧ということでしょうか。

○賃金室長

香川労働局のホームページに掲載いたします。

○大原委員

わかりました。

○労働基準部長

労働基準部長の松本です。

一つご提案をさせていただきます。

今回、調査結果の一部を特定委託者の家内労働者が見た場合に、委託者名等を特定されるおそれがあるということで、その部分を（参考）とさせていただきます。

当然、この会議の中でもその点についてご説明させていただくとともに、意見の中でそれを引用される場合もあるかと思えます。

そうすると、資料との関係で齟齬が出てしまいますので、（参考）とさせていただいた資料及びそれに係る発言については非公開にしてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

（各委員より画面で「異議なし。」の意思表示あり）

○藤本部長

それでは、会議、議事録及び会議資料について、今回の（参考）資料につきましては、先ほど松本基準部長からお話がありましたように、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合に該当することから、この部分は非公開とさせていただくということで取り扱わせていただきます。

事務局から説明がありました運営規程（案）についてご了解いただけますでしょうか。

（各委員より画面で「異議なし。」の意思表示あり）

○藤本部長

ありがとうございました。

それでは、資料No. 5の「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程(案)」の「案」を取っていただき、本日から施行することといたします。

また、先ほども申し上げましたが、会議資料の（参考）に関係する部分につきましては非公開とし、それ以外は公開とすることにします。

続きまして、議題（４）の「香川県内の手袋・ソックスカバー製造業に

おける家内労働の現状等について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、家内労働の現状等についてご説明いたします。

まず、これまでの経緯等について、若干説明いたします。

15 頁の資料No. 6 をご覧ください。香川県内で唯一の最低工賃となる「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」です。

1 の適用する範囲ですが、香川県内で手袋製造業又はソックスカバー製造業に係る縫製、仕上げ又は縁飾りの業務に従事する家内労働者及びその家内労働者に委託する委託者となっています。

2 の最低工賃額ですが、この最低工賃は、家内労働者が実際に受け取る最低の額として、品目、規格及び工程の区分に応じて次のとおり規定されています。

1 行目に記載されていますが、この工賃は、平成 21 年 3 月 25 日に改正されています。

そして、最低工賃は、「最低工賃新設・改正計画」に基づいて、原則として 3 年に 1 回見直しを行うこととなっております。

17 頁の資料No. 7 をご覧ください。平成 21 年 3 月に改正後、平成 23 年度、26 年度、29 年度は改正諮問見送りとなっております。

本年度、令和 3 年度は第 13 次 3 か年計画におきまして、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃の見直しの年となっております。改正又は廃止の諮問、諮問見送り等の議決を行っていただく必要があります。この改正や廃止等に向けた審議のために、令和 2 年度に 2 回本家内労働部会を開催し、1) 実態調査が必要か否か、2) 必要であれば、どのような調査を行うのかなどについてご審議いただきました。その結果、①令和 3 年度に実態調査を実施すること、②調査票は部会の中で検討したものとすること、③最低工賃の実効性が失われたとする判断として、家内労働者全体における最低工賃が適用される家内労働者が 1 割を切るということを目安とする

ことなどを決めていただきました。

そして、本日の家内労働部会におきましては、後ほど説明いたします令和3年11月に実施した実態調査の結果等を踏まえ、改正又は廃止の諮問、諮問見送り等についてご審議いただくこととなります。

先ほど説明しましたように、本家内労働部会が議決したことは、香川地方労働審議会運営規程第10条に基づき、当該議決をもって審議会の議決となります。

また、家内労働部会運営規程第7条を踏まえますと、その都度報告は必要ないのですが、審議結果について審議会会長に報告していただきたいと考えております。

以上が、これまでの経過の概要、本年度の家内労働部会の目的となります。

それでは、令和3年11月に実施した家内労働実態調査結果について説明いたします。21頁の資料No.9の「令和3年度 香川県手袋・ソックスカパー製造業家内労働実態調査結果」をご覧ください。

まず、25頁の「調査の概要」でございます。

1の調査の目的ですが、この家内労働実態調査は、「香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃」改正等の審議のための基礎資料として、香川県における手袋・ソックスカパー製造の業務に従事する家内労働者の工賃額等の実態を把握することを目的としています。

2の調査の範囲ですが、香川県の全域で、靴下製造業、手袋製造業、他に分類されない繊維製品製造業（ウエイト手袋・防災用手袋製造業等）、革製手袋製造業の事業を営む委託者のうち、手袋、ソックスカパー製造にかかる縫製、仕上げ、縁飾りの業務を家内労働者に委託している委託者を対象に調査しています。

3の調査対象期間は、令和3年9月分です。ただし、調査事項の一部である業務量の変動と家内労働者数の増減につきましては、令和2年9月及び令和3年9月を対象としています。

4の調査方法ですが、通信調査を基本としたものの、今回、40委託者す

べてに対して電話により内容を確認させていただいております。

5の調査対象委託者数ですが、調査票を送付する時点に上記2として把握した40委託者となります。

40委託者すべてから回答をいただきました。その内容をまとめたものが、6の調査集計状況となります。最低工賃適用の家内労働者がいるのは8業者、家内労働者はいるけれど最低工賃適用の家内労働者はいないのが24業者、委託をしていないのが6業者、調査対象の産業ではなかったのが2業者でした。すなわち、家内労働の委託がある業者が32業者となります。

次に、27頁の第1表をご覧ください。こちらは、委託者数、委託事業場における常用労働者数、家内労働者数、最低工賃適用家内労働者数を表やグラフで表したものです。家内労働者数につきましては、平成17年に657人であったものが、今回の令和3年の調査では456人と、徐々に減少しております。また、最低工賃が適用される家内労働者数につきましては、平成17年に168人であったものが、こちらも徐々に減少しており、今回の調査では50人となっています。したがって、家内労働者に占める最低工賃適用家内労働者数の割合は10.96%と1割を超えており、実効性が失われたと判断する1割未満には至っていない状況となっております。

ここで、資料は参考をご覧ください。

(参考資料について説明)

続きまして、29頁に戻っていただき、第2表と第3表です。第2表は委託量の変動、第3表は家内労働者数の増減でございます。どちらも令和2年と令和3年を比較したものでありまして、最低工賃適用の家内労働者がいる8委託者からの回答を取りまとめたものとなります。委託量、家内労働者数ともに、「増えた」と回答した委託者はいませんでした。委託量が「減った」と回答したのは2委託者で、減少率は2委託者の平均で35.6%でした。家内労働者数が「減った」と回答したのは5委託者で、減少数は5委託者の平均で1.4人でした。

最後に、ソックスカバー製造業最低工賃ですが、こちらにつきましては、過去からすでに該当する委託者がいないため、説明を省略させていただきます

ます。

説明は以上です。

○藤本部長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

○藤本部長

よろしいですか。私のほうから少し思ったことがございまして、あくまで私の私見ですが、先ほど事務局から1割という基準があるとのことでしたが、この1割という基準についても、全国的、統一的な見解というわけではないと思いますので、出来ましたらこの1割基準ということについて少し時間をかけて、この基準を家内労働部会として採るべきかどうかをふまえ検討していったらいかかかなと思っております。

私の個人的な見解です。

○労働基準部長

事務局から少し話をさせていただきます。

最低工賃について厚生労働省からは、適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃は、今後の在り方を検討した上で、廃止することも検討することとされているところです。

今回実態調査をさせていただき、最低工賃適用の家内労働者が50人おられる状況ははっきりしました。

令和2年度本家内労働部会において、「家内労働者全体における最低工賃が適用される家内労働者が1割を切るとなると、最低工賃の実効性に関する大きな問題として」廃止などを検討することも示されておりました。ただ、今回の調査結果は、10.96%と1割を切っておりません。部会長からも個人的な見解とおっしゃられておりましたが、もう少し今後の状況を踏まえた方が

いいのではないかと思います。

ここからは、事務局からの提案となります。家内労働部会としては、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃について、いったん「改正諮問見送り」とさせてもらった上で、改めて3年後に実態調査を行い、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃をどうするか、皆様にご議論いただくことにしてはいかがでしょうか。

○藤本部長

柴田部長代理なにかありますか。

○柴田部長代理

今回、労働局において、詳細に実態調査を行っていただきました。これにより、一定程度の現状は把握できたものと思います。

もう少し家内労働者の人数等の傾向を踏まえる必要もあるかと思うので、事務局が提案されたように、3年後に改めて調査をしてもらい、その実態とその傾向を踏まえて、改めて検討したらいいのではないのでしょうか。

○藤本部長

各委員よりそれぞれ貴重なご意見を頂戴しました。また、事務局からは、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃について「改正諮問見送り」という提案がありました。

家内労働部会として、その提案を了承するという事によろしいでしょうか。

(各委員より画面で「異議なし。」の意思表示あり)

○藤本部長

ありがとうございました。

それでは、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃について、「改正諮問見送り」ということにいたします。

報告文を作成しますので、5分程度休憩とします。午後2時15分から再開します。

(報告文(案)作成のため5分程度中断)

○藤本部長

再開いたします。

それでは、事務局は報告文(案)を配付してください。

(事務局より各委員へ報告文(案)を配付)

(各委員へメールするとともに、zoomの画面上に表示)

○藤本部長

事務局は報告文(案)を読み上げてください。

○賃金室長

報告文(案)を読み上げます。

(案)

令和4年2月8日

香川地方労働審議会会長 藤本智子 殿

香川地方労働審議会家内労働部会部会長 藤本智子

令和3年度家内労働部会の審議結果について(報告)

当家内労働部会は、「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」の今後のあり方について審議するため、平成31年3月に第1回目の会議を開催した後、令和2年度には、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃が適用される家内労働者の現状を把握するための実態調査の内容等について審議を行い、今年度は、当該実態調査の結果等を踏まえ、慎重に審議を行った。

今年度行われた実態調査の結果、当該最低工賃が適用される業務を委託している委託者数は8業社、適用される家内労働者数は50人などの状態は明確となったが、当家内労働部会としては、今後の傾向を把握する必要があると考えており、3年後の状況を踏まえて、改めて、検討することとした。

また、香川労働局からは、当該最低工賃改正について、諮問見送りとした旨の提案があり、当家内労働部会として、その提案を了承している。

本件審議に当たった家内労働部会の委員は、下記のとおりである。

記、以下の委員のお名前の読み上げは省略させていただきます。

以上でございます。

○窪田委員

窪田です。今の報告文（案）の中で、委託者数は8業社と社会の「社」になっておりますが、資料の25頁、資料No.9の調査の概要の6では8業者と「者」となっており、どちらが正しいのでしょうか。

○労働基準部長

大変失礼しました。「者」でお願いします。

○藤本部長

はい、ありがとうございました。

「社」を「者」に修正し、これを家内労働部会報告としてよろしいでしょうか。

（各委員より画面で「異議なし。」の意思表示あり）

○藤本部長

ありがとうございました。

それでは、これを次回の本審に、家内労働部会報告として提出いたします。

最後の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

○賃金室長

ありません。

○藤本部長

それでは、最後に本日の議事録の確認についてですが、家内労働部会運営規程第6条第1項によりまして、「議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。」とされておりますので、家内労働者側は立石委員、委託者側は窪田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員より画面で「異議なし。」の意思表示あり)

○藤本部長

それでは、これをもちまして家内労働部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

——了——